

税の申告受け付け開始

市役所での申告受け付け

市・府民税、所得税の申告受け付けが2月17日(月)から始まります(会場や日程は下表のとおり)。所得税については給与、年金所得者の還付申告など簡易なものが対象です。

2月17日(月)～21日(金)は税理士による受け付けを実施。受付時間は9時30分～12時と13時～16時。

市役所では、所得税の確定申告を2月28日(金)まで受け付けます。3月3日(月)以降は市・府民税申告のみ。西支所では、市・府民税申告のみ受け付け。

市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告をした人には2月上旬に申告書を送付します。届かない人や新たに申告が必要になった人は税務課へ連絡を。

申告の際のお願い

申告書はできる限り自分で作成していただくようお願いいたします。また、郵送でも提出できます。

公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、そのほかの所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です。

ただし、次のような人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

◆市・府民税が課税になる人で、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加変更がある人

なお、個々の所得・控除の状況で申告をされても税額が変わらない場合があります。詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。



【申告受け付けの日程】

受付会場	舞鶴税務署		西支所		市役所(本庁)		
	9時～17時		9時～16時		市・府民税: 9時～16時 所得税: 9時30分～16時		
受付時間	所得税		所得税		所得税		
受付申告書	市・府民税	市・府民税	市・府民税	市・府民税	市・府民税	市・府民税	
月日	曜日	所得税	市・府民税	所得税	市・府民税	所得税	市・府民税
2/3	月	●					
2/4	火	●					
2/5	水	●					
2/6	木	●					
2/7	金	●					
2/10	月	●					
2/12	水	●					
2/13	木	●					
2/14	金	●					
2/17	月	●		●	●	●	●
2/18	火	●		●	●	●	●
2/19	水	●		●	●	●	●
2/20	木	●		●	●	●	●
2/21	金	●		●	●	●	●
2/24	月	●		●	●	●	●
2/25	火	●		●	●	●	●
2/26	水	●		●	●	●	●
2/27	木	●		●	●	●	●
2/28	金	●		●	●	●	●
3/3	月	●	●	●	●	●	●
3/4	火	●	●	●	●	●	●
3/5	水	●	●	●	●	●	●
3/6	木	●	●	●	●	●	●
3/7	金	●	●	●	●	●	●
3/10	月	●	●	●	●	●	●
3/11	火	●	●	●	●	●	●
3/12	水	●	●	●	●	●	●
3/13	木	●	●	●	●	●	●
3/14	金	●	●	●	●	●	●
3/17	月	●	●	●	●	●	●

※申告の相談・受け付けは●印のついているところで実施

電子申告に必要な電子証明書

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で電子申告を行う場合は電子証明書が必要です。証明書は、市役所で発行する住民基本台帳カードに記録します(受け付けは9時～16時30分まで。印鑑と住基カードなどの写真付き身分証明書が必要)。

【発行窓口】市民課、西支所市民・年金係
【手数料】500円
▼詳しくは、同課(☎66・1001)、同係(☎77・2252)へ。

口座振替のご利用を

市税や国民健康保険料などの納付には、納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。申し込みは、通帳と届出印、納税(納入)通知書を持って金融機関か郵便局の窓口へ。

納期限が過ぎて20日以内には納付がない場合には督促状を発送。納期限内の納付をお願いします。
▼詳しくは、税務課(☎66・1025)へ。

25年度補正予算など

28議案を可決・同意

市議会12月定例会(12月2日～12月26日)で、福村暉史氏(71歳、吉坂II鶴声クラブ)を副議長に選出。その後、平成25年度の一般会計補正予算や条例の制定、指定管理者の指定など市長提案の28議案を審議。原案どおり可決・同意されました。

補正予算

《一般会計》

◆第7号
消防救急無線のデジタル化に係る経費や中学校給食の全校実施に向けての給食配膳室の新築、北近畿タンゴ鉄道の既存車両のリニューアル経費などを補正するもので2億6,545万円の増額。

この結果、予算総額は歳入・

1,191万円

《特別会計》

◆国民健康保険事業会計(第3号)
802万円減額の91億5,039万円
◆簡易水道事業会計(第2号)
266万円増額の6億2,764万円
◆下水道事業会計(第4号)
2,255万円減額の46億

歳出いずれも365億3,69万円となりました。

《特別会計》

◆介護保険事業会計(第3号)
602万円減額の81億3,385万円
◆後期高齢者医療事業会計(第1号)
67万円減額の11億8,411万円

条例

◆災害派遣手当等に関する条例の一部改正
大規模災害の発生時に復興計画の作成等のために本市に派遣された職員へ手当を支給

◆舞鶴市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正
社会教育委員の委嘱の基準を設定

◆舞鶴市国民健康保険条例等の一部改正
国民健康保険料等の延滞金の特別措置の割合を引き下げ



市の施設の指定管理者が決定

期間は平成26年4月1日から3～5年間。各団体から提出された事業計画などにより指定管理者選定委員会での審査を経て候補者を決定。

市議会12月定例会での議決を経て指定しました。
▶詳しくは、総務課(☎66・1044)へ。

施設名	指定管理者(応募数)	期間
青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、陶芸館、パターゴルフ場など)	NPO法人ガハナンス舞鶴(3)	5年
東舞鶴公園(野球場、テニスコート、陸上競技場、弓道場など)、文化公園(体育館、プール、多目的施設など)、泉源寺公園(多目的施設など)、前島みなど公園(テニスコートなど)、東体育館	舞鶴スポーツネットワーク(2)	5年
商工観光センター	舞鶴商工会議所(1)	5年
東地区中心市街地複合施設(五条立体駐車場、中心市街地コミュニティ施設)	タイムズ・日本管財グループ(2)	3年
大丹生コミュニティセンター	西大浦産業株式会社	5年
総合文化会館、市民会館、東コミュニティセンター	公益財団法人舞鶴市文化事業団	5年
滞在型農林業体験実習施設	西方寺農事組合	5年
農業公園(ふるるファーム)	株式会社農業法人ふるる	5年
親海公園(海釣り、漁村活性化センターなど)	株式会社農業法人ふるる	5年
西市民プラザ	NPO法人まちづくりサポータークラブ	5年
自然文化園	公益財団法人舞鶴市花と緑の公社	5年

その他

◆指定管理者の指定
※詳細は右記事

◆土地改良事業の施行・変更
市内18地区の災害復旧事業の施行と水間地区のほ場整備の変更

◆市道路線の認定および廃止
南田辺地区の1路線を認定。北吸地区の5路線を廃止

◆工事請負契約の締結
子育て交流施設、東地区公立保育所の新築工事請負契約

一般会計補正予算の事業概要をチェック

事業概要	補正額
財産管理経費	909万円
北近畿タンゴ鉄道リニューアル整備事業費補助金	201万円
私立保育園施設整備事業費補助金	3,549万円
集落営農発展型農場づくり事業費補助金	153万円
有害鳥獣被害防止対策事業費	743万円
漁港海岸保全対策事業費	713万円
魅力ある商店街づくり推進事業費補助金	1,162万円
都市公園整備事業費	3,150万円
消防救急無線デジタル化事業費	6,804万円
校舎等改修事業費(中学校)	2,447万円
施設整備事業費(体育館)	315万円